

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月30日から同年5月2日まで
昭和46年4月1日にA社に入社後、本社、各支店及び各営業所間を異動し、平成21年12月20日に退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に空白の期間があるのは誤った記録であり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、事業主への照会結果及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同社から提出された人事異動発令通知書の写しを見ると、申立人の同社B営業所から同社C営業所への人事異動発令日は昭和56年4月11日であることが確認できるものの、事業主は、「申立人がB営業所からC営業所へ実際に異動した日は昭和56年5月1日と思われる。人事異動を行った場合の資格喪失日及び資格取得日については、人事異動発令日ではなく実際に異動した日で届出を行っていた。」と回答しているほか、同社D営業所から同社B営業所に異動した申立人の後任者である同僚は、「私は、昭和56年4月11日付けの人事異動発令により、

同年4月21日にB営業所に着任し、申立人から4月末までの間、引継ぎを受けたと記憶している。」と供述していることから、同年5月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年3月の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していない可能性が高いと考えられると回答しているものの、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福井厚生年金 事案 453（事案 81 及び 185 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 5 日から 30 年 8 月 16 日まで

申立期間について、昭和 30 年 11 月 30 日に脱退手当金が支給されたことになっていたことから、平成 21 年 3 月 3 日に年金記録に係る確認について再申立てを行ったところ、同年 9 月 30 日付けで記録訂正不要の通知を受けた。

当時、私は、脱退手当金制度について会社から説明を受けておらず、脱退手当金を請求したことや受け取った事実も無い。また、A 社会保険事務所長（当時）が発行した昭和 63 年 4 月 19 日付けの「厚生年金被保険者期間等について（回答）」にも、申立期間について脱退手当金が支給された事実の記載は無く、納得できないので、再調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録が記載されているとともに、ii) 申立人が勤務していた B 社（現在は、C 社）において申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚 4 人全員について、資格喪失日の約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられ、iii) ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料としてB社の勤務期間証明書を提出し、再度、申立てを行っているが、当該証明書は脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再申立てについても既に当委員会の決定に基づく平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

ところで、申立人は、昭和63年4月19日に発行されたA社会保険事務所長の公印が押された「厚生年金被保険者期間等について（回答）」（以下「回答書」という。）を唯一の証として永年にわたり大切に保管してきたと主張しているところ、回答書を見ると、申立期間について脱退手当金を支給した旨の記載は確認できない。このことについては、一度目の申立ての際に、管轄社会保険事務局（当時）に、回答書における脱退手当金の支給記録の表示の取扱いについて照会したところ、「どのように表示していたのか、当時の取扱いについては不明である。」との回答であり、回答書の注意書きには「昭和36年4月1日前の脱退手当金の受給期間については、被保険者期間の計算の対象となりません。」と記載されていることから、脱退手当金の支給記録がある被保険者に対する回答書には、脱退手当金の支給記録を記載することが必要であったと考えられるものの、当該記録が記載されていないことをもって、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認められないと判断したところである。

しかしながら、今回、回答書の作成事務手順について、改めて管轄の日本年金機構事務センターから事情を聴取したところ、「i）脱退手当金支給済みの記録が確認できた被保険者については、当該厚生年金保険被保険者期間を記載した欄の備考欄に「脱退手当金支給済み」の赤スタンプによるゴム印を押していた、ii）当時、古い記録については、オンライン記録で確認できない記録も多く、回答書作成時には、社会保険業務センター（当時）に対して、厚生年金保険被保険者台帳の写しの提供、古い被保険者記録に係るカセットオープンの依頼等を行っていた、また、iii）オンライン記録で確認できる記録についても、事業所記号が登録されていない記録が多かったため、厚生年金保険被保険者台帳の確認は行っていたと思われる、iv）申立人に係る回答書に「脱退手当金支給済み」のゴム印が押されていない理由については、事務処理誤りの可能性も考えられるが、実際のところは不明である。」旨の回答があり、当該回答書には注意書きとして「昭和36年4月1日前の脱退手当金の受給期間については、被保険者期間の計算の対象となりません。」とあらかじめ印刷されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金支給済みの記録のある被保険者については、回答書に支給記録を表示することとされていたものと推認する

ことができる。

そこで、申立人の回答書を見ると、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者期間が記載された欄の備考欄に脱退手当金支給済みの表示は無く、被保険者期間の合計が 124 か月と記載されているところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として算入されていることが確認できる。

なお、平成5年1月に作成された申立人とは別人の回答書を見ると、脱退手当金支給記録が確認できる厚生年金保険被保険者期間が記載された欄の備考欄に脱退手当金支給済みの表示が行われていることが確認できる上、被保険者期間の合計の月数を見ると、脱退手当金支給済みの期間については、算入されていないことが確認できる。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 6 日から 39 年 9 月 25 日まで
申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したとや受給した覚えもないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立期間より前の被保険者期間の資格喪失日から申立期間の被保険者資格取得日まで1か月足らずであることを踏まえると、申立人が二回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し申立期間に近接した被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求期間となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立期間の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人の前後2年程度であって、2年以上の厚生年金被保険者期間を有する者について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録が確認できるのは、40人中7人（申立人を含む。）と少ないことから、事業主が通例として代理請求を行っていた事情はうかがえない上、当該支給記録がある者のうち、4人には申立期間の事業所を退職後に厚生年金保険の加入記録が

無く、当時、脱退手当金を受給する動機を有していた可能性が考えられる一方、申立人は、脱退手当金が支給決定された日の約4か月後に厚生年金保険被保険者の資格を再取得（昭和40年5月7日）しており、申立人は、当該再取得をした事業所には、昭和39年12月頃から勤務したが、厚生年金保険には入社と同時に加入できなかつたと供述していることを踏まえると、申立人が、事業主に対し代理請求の手続を委任した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで
ねんきん特別便を見たところ、私が 20 歳になった時点から厚生年金保険に加入するまで、国民年金の未加入期間となっていることが分かった。

私は、父から「障害者になった時に無年金だと困るから」と、私が 20 歳になった昭和 63 年*月頃に A 市役所の国民年金の窓口で加入手続きを行い、保険料を納付したと聞いており、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 63 年*月頃に A 市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとして申し立てている。

しかしながら、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンラインシステムにより申立人の氏名（旧姓を含む。）について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧するとともに、同手帳記号番号払出簿検索システムにより A 県内全てについて、「B（申立人名）」、「C（申立人名）」及び「D（申立人名）」を検索したが、申立人の氏名は確認できないなど、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）において、申立人の被保険者記録は見当たらないことから、同市では申立人を国民年金の

被保険者として管理しておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 52 年 3 月まで

ねんきん定期便によって国民年金の加入期間に未納があることを初めて知った。昭和 49 年 8 月に事業所を退職した直後に、妻が A 市役所に出向いて私の国民年金の加入手続を行った。

保険料については、同市役所から送付されてきた納付書によって、納期ごとに市役所の窓口で納付してくれていたもので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 8 月に勤務していた事業所を退職後、妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたとして申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 8 月 23 日に払い出されており、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 49 年 8 月 21 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、申立期間の保険料は、現年度納付をすることができず、特例納付及び過年度納付により納付することとなるが、申立人及びその妻からはこれらの納付方法に関して具体的な供述が得られない。

また、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録の納付記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録

は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで
② 平成 9 年 11 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

私の年金支給額が少ないと不審に思い、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが分かった。申立期間①当時は 80 万円相当を、申立期間②当時は 60 万円相当の給与を受けており、社会保険料についても給与に見合う保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が大幅に引き下げられているが、申立期間①当時は 80 万円相当、申立期間②当時は 60 万円相当の給与の支払を受け、給与に見合う社会保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、申立期間①、及び申立期間②のうち平成 9 年 11 月 1 日から 14 年 12 月までの期間について、A社は、既に解散しており、当該期間に係る給与支給額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないほか、同社と委託契約を締結していた会計事務所においても関連書類を保管していないことなどから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間②のうち、平成 15 年 1 月 1 日から 16 年 12 月までについて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかし、B税務署から提出された申立人に係る平成15年及び16年の確定申告書（写）を見ると、給与収入額はオンライン記録の標準報酬月額に比し高額であることが確認できるものの、社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

なお、申立人から提出のあったA社名義の普通預金通帳（写）を見ると、同社は、社会保険料を口座振替によって納付していることが確認できるものの、当該期間における社会保険料の口座振替済額については、健康保険厚生年金保険の被保険者全員の標準報酬月額に当時の保険料率を乗じて得た額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 2 日から 42 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 3 月から平成 3 年 3 月まで、A 社（現在は、B 社）で勤務し、厚生年金保険に加入していたが、38 年 3 月から 42 年 9 月までの標準報酬月額が、当時支給されていた給与の総支給額と比較して、著しく低くなっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、昭和 38 年 3 月から 39 年 4 月までの期間については、給与支払明細書等が無く、申立てに係る事業所も賃金台帳等の関係書類を保有していないことから、当該期間における保険料控除額を確認することができないほか、当時の同僚に対し照会を行ったものの、当該期間において、申立人の給与からオンライン記録の標準報酬月額以上の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 42 年 9 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかし、申立人から提出された給与支払帳を見ると、報酬月額に見合う

標準報酬月額は、申立人の主張どおり、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。